

協力金の対象（店舗ごとに判定）

協力金を申請する店舗が、協力金の対象であるかどうかをご確認ください。



※1 飲食店等とは「飲食店」及び「遊興施設等（バー・カラオケボックス等）」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※2 感染防止徹底宣言ステッカーやコロナ対策リーダーについては、東京都防災ホームページをご確認ください。「感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>